

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 1 日

住宅生産関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅建材・設備・資材の安定供給に向けた御協力について

中東情勢に伴う住宅建材・設備・資材（以下「住宅建材等」という。）の安定供給に向けて、「中東情勢等を踏まえた対応について」（令和 8 年 4 月 13 日付国土交通省住宅局住宅生産課事務連絡）、「住宅建材・設備の安定供給に向けたご協力について」（令和 8 年 4 月 16 日付国土交通省住宅局住宅生産課・経済産業省製造産業局生活製品課事務連絡）等で適切な対応をお願いしているところです。

現状、ナフサ由来の化学製品の供給については、年を越えて継続できる見込みが立っており、塗料の原料であるトルエンや、断熱材の原料であるウレタンなどについても、前年実績の供給が可能であることが経済産業省において把握されております。

一方で、通常以上の発注が集中的になされること等により、一時的に住宅建材等の需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼしている場合があるところであり、住宅生産に必要な住宅建材等が適切に供給されるよう、貴団体の会員におかれましては、下記の通り、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅建材等の安定供給に関する情報の確認等について

住宅建材等に関しては、経済産業省において住宅設備・関連事業者や溶剤等関連事業者（以下「住宅建材等関連事業者」という。）に対して、安定供給に向けた要請を実施するとともに、関連団体において、安定供給に向けた取組、原材料の確保及び生産の状況等について情報発信を行っているところです。

これらの安定供給等に関する情報を確認するとともに、住宅建材等関連事業者、住宅建材等の流通事業者（以下「住宅建材等流通事業者」という。）と密なコミュニケーションを図り、当面の必要量に見合う量のみ発注する等、適切に対応頂きますようお願いいたします。

2. 計画的な発注について

住宅建材等流通事業者等からは、住宅生産事業者からの発注に際し、必要

となる時期が示されないケースや、短期間での納品を求められるケースがあるとの声が寄せられています。

通常以上の発注が集中的になされること等による需給の逼迫を抑制し、必要な住宅建材等が必要な時期に納入されるよう、当該住宅建材等の発注に当たっては、十分な期間的余裕をもって必要となる時期を明記して発注を行うなど、計画的な発注に取り組むようお願いいたします。

3. 住宅分野情報提供窓口の設置について

今般、国土交通省および住宅生産関係団体において、中東情勢を受け住宅建材等の調達に支障が生じた場合の具体的な情報提供ができるよう、あらたに「住宅分野情報提供窓口」を設置しました。貴団体の所属会員をはじめとする関係事業者に広く周知いただきますようお願いいたします（別紙参照）。

【参考1】中東情勢関連の住宅生産課通知・事務連絡

- [溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）](#)（令和8年4月8日付け国住生第28号）
- [中東情勢等を踏まえた対応について](#)（令和8年4月13日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）](#)（令和8年4月14日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [住宅建材・設備の安定供給に向けた御協力について（要請）](#)（令和8年4月16日付け住宅生産関係団体あて事務連絡）
- [建設住宅性能評価の円滑な実施について](#)（令和8年4月23日付け登録住宅性能評価機関あて事務連絡）

【参考2】関連団体における情報発信等

- [中東情勢関連対策ワンストップポータルサイト](#)「関連する業界団体からのお知らせ」参照。

以上

【連絡先】

国土交通省住宅局住宅生産課（電話：03-5253-8510）